政令

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年三月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十三号

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和五年七月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年三月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十四号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第一項及び第四項、第九十条第一項ただし書、第九十条の二第一項ただし書、第百八条の三の五第一項、第百十二条第一項並びに第百二十五条第一項及び第三項並びに道路交通法の一部を改正する法律附則第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第一条の二第五項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「ひんぱんな」を「頻繁な」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　法第十七条の二第一項の道路標識等　歩道及び交通の状況により支障がないこと。

第二条第一項の表の青色の灯火の項第二号中「、原動機付自転車」を「、一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。以下同じ。）」に、「原動機付自転車が」を「一般原動機付自転車が」に、「原動機付自転車（以下」を「一般原動機付自転車（以下」に、「多通行帯道路等通行原動機付自転車」を「多通行帯道路等通行一般原動機付自転車」に改め、同項第三号中「多通行帯道路等通行原動機付自転車」を「多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車（法第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。以下この条及び第四十一条の三第一項において同じ。）」に改め、同表の赤色の灯火の項第四号及び第五号中「多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車」を「多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車（二）」に改め、同表の人の形の記号を有する青色の灯火の項第二号中「普通自転車（二）」を「特例特定小型原動機付自転車をいう。以下この表において同じ。）及び普通自転車（二）」に改め、同表の人の形の記号を有する青色の灯火の点滅の項第二号及び人の形の記号を有する赤色の灯火の項第二号中「とする」の下に「特例特定小型原動機付自転車及び」を加え、同表の青色の灯火の矢印の項中「多通行帯道路等通行原動機付自転車」を「多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車」に改め、同条第四項中「及び」を「、特定小型原動機付自転車及び」に改め、同項の表中「自転車」を「特定小型原動機付自転車及び自転車」に改める。

第二十六条の三の三第一項中「第七十一条の四第三項」を「第七十一条の四第四項」に改め、同条第二項中「第七十一条の四第四項」を「第七十一条の四第五項」に改め、同条第三項中「第七十一条の四第五項」を「第七十一条の四第六項」に改め、同条第四項中「第七十一条の四第六項」を「第七十一条の四第七項」に改める。

第二十六条の六第一号の表中「第百十八条第一項第三号」を「第百十八条第一項第五号」に改める。

第六章の章名及び第三十三条の二第一項第一号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第三十三条の五の三第三項第一号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同項第二号中「原動機付自転車に」を「一般原動機付自転車に」に改める。

第三十九条の三第一項第三号中「第三号（二）」を「第五号（二）に、「第四号若しくは」を「第六号若しくは」に改める。

第四十一条の三の見出しを「（特定小型原動機付自転車危険行為等）」に改め、同条中「第百八条の三の五」を「第百八条の三の五第二項」に改め、同条第五号中「第十七条の二（軽車両」を「第十七条の三（特例特定小型原動機付自転車等」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第百八条の三の五第一項の政令で定める行為は、特定小型原動機付自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

一　法第七条（信号機の信号等に従う義務）の規定に違反する行為
二　法第八条（通行の禁止等）第一項の規定に違反する行為
三　法第九条（歩行者用道路を通行する車両の義務）の規定に違反する行為
四　法第十七条（通行区分）第一項、第四項又は第六項の規定に違反する行為
五　法第十七条の二（特例特定小型原動機付自転車の歩道通行）第二項の規定に違反する行為
六　法第十七条の三（特例特定小型原動機付自転車等の路側帯通行）第二項の規定に違反する行為
七　法第三十三条（踏切の通過）第二項の規定に違反する行為
八　法第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
九　法第三十七条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
十　法第三十七条の二（環状交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
十一　法第四十三条（指定場所における一時停止）の規定に違反する行為
十二　法第六十二条（整備不良車両の運転の禁止）の規定に違反する行為
十三　法第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反する行為
十四　法第六十八条（共同危険行為等の禁止）の規定に違反する行為
十五　法第七十条（安全運転の義務）の規定に違反する行為
十六　法第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反する行為（別表第二の備考の二の16又は23に規定する行為に該当するものに限る。）
十七　法第百十七条の二第一項第四号又は法第百十七条の二の二第一項第八号の罪に当たる行為